

I P 通信網サービス契約約款 別冊（シェアード I P – P B X サービス） 【現改比較表】 2020年3月31日現在

～2020年4月30日

2020年5月1日～

目次

第1条～第87条（略）

第88条（略）

別記～料金表別表（略）

目次

第1条～第87条（略）

[第87条の2 シェアード I P – P B X 契約者に対する通知](#)

第88条（略）

別記～料金表別表（略）

～2020年4月30日	2020年5月1日～
<p>第1条～第88条（略）</p>	<p>第1条～第87条（略）</p> <p><u>(シェアードIP-PBX契約者に対する通知)</u></p> <p><u>第87条の2 シェアードIP-PBX契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、シェアードIP-PBX契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p><u>(2) シェアードIP-PBX契約者がシェアードIP-PBX契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たシェアードIP-PBX契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、シェアードIP-PBX契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p><u>(3) シェアードIP-PBX契約者がシェアードIP-PBX契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たシェアードIP-PBX契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、シェアードIP-PBX契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p><u>(4) 当社がシェアードIP-PBX契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、シェアードIP-PBX契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p> <p><u>(5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、シェアードIP-PBX契約者に対する通知が完了したものとします。</u></p>
<p>第88条（略）</p> <p>別記～料金表別表（略）</p>	<p>第88条（略）</p> <p>別記～料金表別表（略）</p>